

# 消防法令の一部改正について

新たに消防用設備等の設置が義務付けられます。

平成27年4月1日施行

社会福祉施設などの

スプリンクラー設備

ホテル・病院・社会福祉施設などの

自動火災報知設備

社会福祉施設などの

消防機関へ通報する  
火災報知設備

法令の改正によって、あなたの建物にもスプリンクラー設備や自動火災報知設備などが必要になる場合があります。

お問合せ先

## あなたの建物の消防法上の用途を確認しましょう！

3 ページの表のどれに該当しますか？

これまで軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設などは（6）項ハでしたが、改正後は、次に該当する場合は（6）項ロになります。

### 軽費老人ホーム

要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上

※要介護状態区分が3以上の人などが要介護者用の居室の定員を超えて施設の総員の半数以上入居しているものについても同様に取り扱います。

### 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設

一月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスの提供を行う

改正後の建物の用途は  です。

今回の改正前から同じ名称で（6）項ロとハに分かれているもの（参考）

- 老人デイサービスセンター※
- 老人デイサービス事業を行う施設※  
※宿泊を伴うものに限る

一月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスの提供を行う場合、（6）項ロ

- 障害者支援施設
- 短期入所を行う施設
- 共同生活援助を行う施設

障害支援区分が4以上の人の入所が8割を超える場合、（6）項ロ

あなたの建物に新たに必要となる消防用設備等は、次のものです。

### 自動火災報知設備

新たに設置が必要となります。

（5）項イ

これまで  
300㎡以上で設置



改正後  
すべてに設置

（6）項イ及びハ

これまで  
300㎡以上で設置



改正後  
利用者を入居させ、又は宿泊させるものに設置

### 消防機関へ通報する火災報知設備

新たに設置又は改修が必要となります。

（6）項ロ及び（6）項ロを含む建物

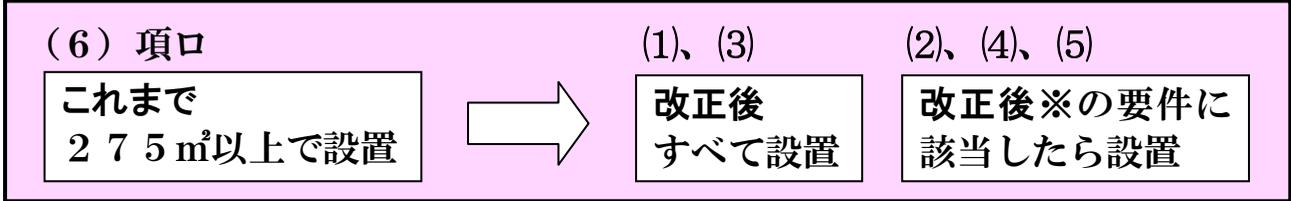
これまで  
押しボタンを押して起動等



改正後  
自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動

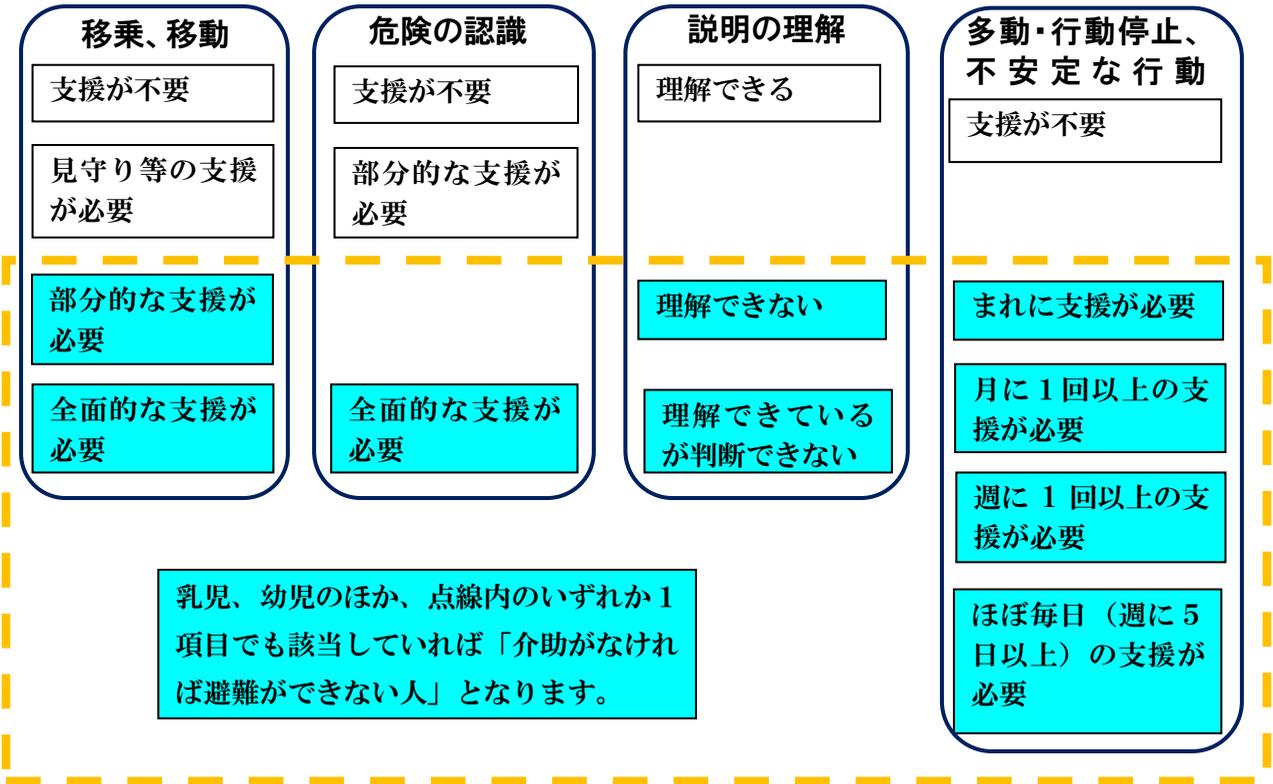
# スプリンクラー設備

新たに設置が必要となります。

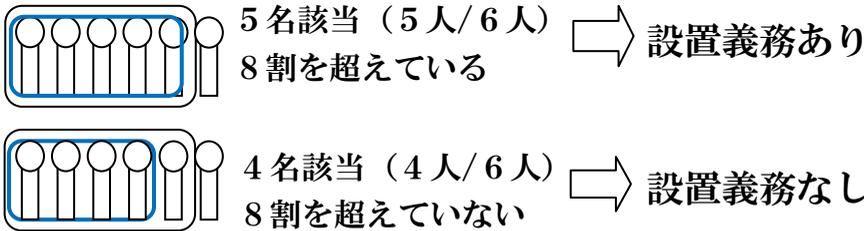


※要件：障害支援区分が4以上で、「介助がなければ避難できない人」が全入所者の8割を超える場合

「介助がなければ避難できない人」の判断基準 (消防法施行規則 12 条の3)



(事例：全入所者6名の場合)



(凡例)

- 障害支援区分 4以上の人
- 介助がなければ避難できない人

※  名 ÷  全入所者  名 =  ⇒ 0.8を超えたら **設置**

※障害支援区分が4以上、かつ、介助がなければ避難ができない人の数

事業所名：  
住所：

## 消防法施行令別表第1（一部抜粋）

消防法上の用途	具体的な用途
(5) 項イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6) 項イ	病院、診療所又は助産所
(6) 項ロ(1)	軽費老人ホーム、有料老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（一月当たり5日以上宿泊を行う老人デイサービスなど） 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、老人短期入所事業を行う施設
(6) 項ロ(2)	救護施設
(6) 項ロ(3)	乳児院
(6) 項ロ(4)	障害児入所施設
(6) 項ロ(5)	障害者支援施設、短期入所を行う施設、共同生活援助を行う施設
(6) 項ハ(1)	軽費老人ホーム、有料老人ホーム（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）、 老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設（宿泊を伴わないものに限る。） 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。） 老人福祉センター、老人介護支援センター、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（一月当たり4日以内の宿泊を行う老人デイサービスなど）
(6) 項ハ(2)	更生施設
(6) 項ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業を行う施設、家庭的保育事業を行う施設、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
(6) 項ハ(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援を行う施設、放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）
(6) 項ハ(5)	障害者支援施設、短期入所を行う施設、共同生活援助を行う施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。） 身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、生活介護を行う施設、自立訓練を行う施設、就労移行支援を行う施設、就労継続支援を行う施設

### <アンケート調査にご協力ください>

問 あなたの事業所では、自衛消防訓練を年2回以上実施し、消防署への通報を行っていますか？

- 1: はい（アンケート調査日を基準日とし、過去1年間の訓練実施状況について回答ください。）
- いいえ→「いいえ」と回答した場合は下記から最もあてはまる理由を一つ選択し、□にチェックしてください。
- 2: 訓練は実施したが、消防署への通報を忘れていた
- 3: 訓練を行う時間がない
- 4: 従業員が少なく訓練ができない
- 5: 訓練の必要性を感じない
- 6: 訓練の義務があることを知らない
- 7: 訓練のやり方が分からない
- 8: 自衛消防訓練そのものを知らない
- 9: その他（ ）

消防法上の用途の判定、設置が必要な消防用設備等がわからない場合などは、お近くの消防署までお問合せください。